

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 7 日現在

機関番号：34304

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730220

研究課題名(和文) 反競争的な排他条件付取引契約の経済分析

研究課題名(英文) Economic Analysis of Anticompetitive Exclusive Contracts

研究代表者

北村 紘(KITAMURA, Hiroshi)

京都産業大学・経済学部・准教授

研究者番号：30582415

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：排他条件付取引とは、競合他社との取引をしないことを条件として垂直的取引を行うことをいう。本研究では、効率的な企業の参入を阻止する反競争的な目的で、排他条件付取引契約が実現する状況を理論分析・実験分析によって明らかにすることとする。理論研究では、反競争的な排他条件付取引の実現可能性は、川下企業の効率性の尺度、直営店の設置可能性、補完財市場の状況に依存することが明らかになった。一方、実験研究では、参入阻止の実現可能性は、参入企業が既存企業かどうか、参入企業の川下企業との交渉内容が観察可能かという要素に大きく依存することが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：In this study, we explore the market environment where anticompetitive exclusive contracts are signed by using theoretical analysis and experimental analysis. In the theoretical analysis, we find that the possibility of anticompetitive exclusion depends on the efficiency measure of the incumbent and entrant, the possibility to establish a direct retailer, and the market structure of the complementary input market. By contrast, in the experimental analysis, we find that exclusion rate depends on whether the entrant is an existing firm and whether the wholesale price offer by the entrant is observable.

研究分野：産業組織論

キーワード：排他条件付取引 垂直的取引制限 競争政策

1. 研究開始当初の背景

(1) 通常、財が生産され消費者の手に渡るまでには、原材料の調達、部品の生産、最終製品の生産、卸売、販売などの段階がある。こうした一連の流れを垂直的な流れという。一般的に、すべての垂直的な流れが1社によって行われていることはなく、複数の企業が垂直的な流れの中に存在している。

(2) こうした垂直的な取引において、取引相手の行動を制限するような行為を垂直的取引制限という。垂直的取引制限の例としては、取引相手企業の販売地域を指定するテリトリー制度や、販売価格を指定する再販売価格維持制度があげられる。排他条件付取引とは、垂直的取引制限の一つで、競合他社との取引を制限する契約を行うものである。こうした取引の代表例としては、メーカーと小売店間で見られる専売店制があげられる。

(3) 図1を例に考えると、排他条件付取引契約は、川上市場の競争を制限する反競争的な効果を持つ。このことはモデル分析をするまでもなく明らかであるため、排他条件付取引は経済学者の分析対象として長い間注目されていなかった。しかし、1970年代にシカゴ学派は、こうした見解は、契約が行われた後の事後の視点のものであると批判し、事前の視点に注目することの重要性を主張した。排他条件付取引契約が実現するためには、川上企業および川下企業の双方が契約により、利潤が増えなくてはならない。シカゴ学派はこの点に注目し、効率的企業の参入阻止の実現可能性について理論モデルを用いて分析を行った。分析の結果、効率的企業を排除する反競争的な目的で、合理的な企業が排他条件付取引に従事することはないという見解を提示した。

(4) シカゴ学派の理論モデル分析以降、参入阻止を目的とした排他条件付取引契約が締結される可能性を示すモデルが登場した。これらの研究では、シカゴ学派のモデルでは想定されていない川下企業間の競争に注目し、川下企業間の競争が激しい状況では、排他条件付取引契約による効率的企業の参入阻止が実現することを示した。その一方で、排他条件付取引が関係特殊的投資の促進効果を持つ状況があることを指摘する理論モデル分析も登場している。

(5) こうした研究により、排他条件付取引の反競争性について議論する際には、想定する市場の状況により、結論が変わるという見方が現在ではなされている。たとえば、アメリカの反トラスト法における排他条件付取引に対する判断基準としては、合理の原則 (rule of reason) が適用されている。合理の原則では、個別事案ごとに競争制限効果に

よる社会的損失と競争促進効果による社会的便益を比較衡量し、前者の効果が大きい場合は違法とする。このため、反競争的な排他条件付取引契約が成立する状況を理論モデル分析により整理していく必要がある。

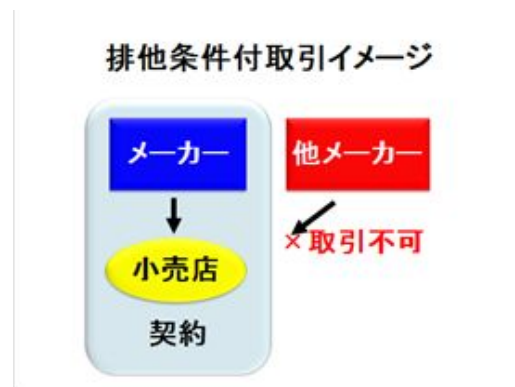


図1

2. 研究の目的

本研究の目的は、理論分析と実験分析を通じて、排他条件付取引契約による効率的企業の参入阻止が実現する状況を明らかにすることである。

3. 研究の方法

以下の理論分析・実験分析を行った。

(1) 理論研究では、以下の点に注目した。

川下企業の効率性の尺度

既存研究では川上市場における参入阻止を考えており、参入企業の効率性の源泉について深く考えることは重要ではなかった。しかし、川下市場の参入阻止を考える際には、参入企業が囲い込みの対象となる川上企業の財について効率的であるか、外部の財について効率的であるかを区別する必要がある。この研究では、川下企業の技術効率性の源泉に注目し、反競争的な排他条件付取引の実現可能性を分析した。

関係特殊的投資との関連

排他条件付取引の関係特殊的投資の促進効果を分析した既存研究により、関係特殊的投資を考慮に入れると排他条件付取引は効率的である場合があるということが明らかにされている。しかし、これらの研究は、効率的参入企業が存在しない一時点における分析に留まっている。この研究では、関係特殊的投資の特殊性により、将来的に効率的企業との取引可能性を失うという点に注目し、投資契約による参入阻止の実現可能性について分析を行った。

直営店の役割

既存研究では、排他条件付取引を実現するた

めの既存企業の行動に注目がなされていなかった。しかし、既存企業は直営店の設置を行うことによって交渉を有意に進めようとする可能性がある。この研究では、直営店の設置可能性が排他条件付取引の実現可能性にどのような影響を与えるのかを分析した。

占有率リベート

占有率リベートとは、一定の期間における需要量の一定割合以上を特定の供給者から購入することを条件として、当該事業者が需要者に対して支払うリベートである。排他条件付取引契約は、占有率が100%のケースであるとも解釈可能である。この研究では、ライバルの排除を目的としない占有率リベートが導入される市場環境および社会余剰への影響について考察を行った。

補完財市場の役割

既存研究では、投入財は1種類として分析をしていたが、通常は複数の投入財を用いて最終財の生産が行われる。たとえば、インテル事件では、CPUの補完財として、OSがあり、マイクロソフト社という支配的な企業が存在していた。この研究は、この点に注目し、補完財市場が反競争的な排他条件付取引の実現に与える影響について分析した。

(2) 一方、実験研究では、以下の点に注目した。

既存研究では、排他条件付取引契約が提示される前に、参入企業が卸売価格の提示は出来ないという設定で分析していた。しかし、参入企業が別の国や地域で活動する企業である場合には、事前に卸売価格の提示が出来る可能性がある。たとえば、MDS ノーディオン事件では、排除された企業は、事前に取引交渉を行っていた。この研究では、この点に注目し、参入企業が既存企業であるかどうかにより、排他条件付取引の契約内容および参入阻止率がどのような影響を受けるかに注目した分析を行った。

4. 研究成果

(1) 理論分析の主要な結果は、以下の通りである。

Kitamura, Matsushima, and Sato (2013) 排他条件付取引による上流市場の囲い込みを川下企業の効率性の尺度に注目し分析をしている。分析の結果、囲い込みの対象となる川上企業の供給する財の変形技術において川下企業が異なる場合、シカゴ学派流のモデルにおいても効率的企業の参入阻止が可能となることが明らかになった。

Kitamura, Miyaoka, and Sato (2013) 関係特殊的投資を利用した効率的企業の参

入阻止の反競争性を分析している。関係特殊的投資は垂直関係の効率性を高めるが、一旦投資を実行すると川下企業が取引相手を簡単に変更できず事後的なフレキシビリティを失ってしまう。分析の結果、関係特殊的投資を利用し、既存企業が効率的企業の参入を阻止できる可能性があるが、その反競争性は投資の効率性や特殊性に依存することが明らかになった。

Kitamura, Sato, and Arai (2014)

既存企業が反競争的な排他条件付取引契約を提示する際に、直営店を設置できるオプションを持つ状況を分析している。直営店を設置することにより、川下市場の競争が発生するため、反競争的な排他条件付取引が実現する。契約が2度提示できる場合は、契約交渉が決裂した際に、直営店を設置することが信頼できる脅しとなることを示した。このため、直営店を設置することなくシカゴ学派が想定した川下企業が独占の状況であっても、1度目の交渉で反競争的な排他条件付取引契約が締結されることが明らかになった。

Amemiya, Kitamura, and Oshiro (2014)

ライバルの排除を目的としない占有率リベートが社会余剰に与える影響について分析している。この研究では、線形料金を仮定し、二重マージン問題が存在する状況を分析している。分析の結果、占有率リベートが二重マージン問題を解消させ、社会余剰を改善する効果を持つことが明らかになった。

Kitamura, Matsushima, and Sato (2015)

排他条件付取引契約を利用した川上企業の参入阻止の実現可能性を補完財市場の役割に注目し、分析を行った。価格支配力を持つ補完財供給企業が存在する場合は、参入による川下企業の利潤増加が鈍化するため、反競争的な排他条件付取引契約がシカゴ学派の想定した川下企業が独占である状況においても実現するということを理論的に示した。そして、非線形需要や非線形料金の状況でも成り立つことを示した。また、本研究における補完財供給企業は、労働組合とも解釈でき、労働組合が強い状況では、反競争的な排他条件付取引が実現するという含意も得られる。

(2) 実験研究については、現在研究のとりまとめ中であり、暫定的な結果について報告する。実験研究では、参入企業が既存企業であるかどうかにより、排他条件付取引の契約内容および参入阻止率がどのような影響を受けるかに注目した分析を行った。分析の結果、契約内容および参入阻止の可能性は、参入企業の卸売価格情報が観察可能かどうかにより大きく依存し、理論研究において、確実に効率的企業の参入阻止ができると指摘されていた divide-conquer offer は、参入企業の卸

売価格情報が観察不可能な状況においては、うまく機能しないということが明らかになった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者, 研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

北村紘, 松島法明, 佐藤美里, Exclusive Contracts with Complementary Inputs, ISER Discussion Paper, 査読無, No.918, 2015, pp.1-26

<http://ssrn.com/abstract=2547416>

雨宮祐樹, 北村紘, 大城淳, Market-Share Contracts with Vertical Externalities, Asian Journal of Law and Economics, 査読有, Vol.5, 2014, pp. 1-15

DOI: 10.1515/ajle-2013-0002

北村紘, 佐藤美里, 荒井弘毅, Exclusive Contracts when the Incumbent can Establish a Direct Retailer, Journal of Economics, 査読有, Vol.112, 2014, pp. 47-60.

DOI: 10.1007/s00712-013-0335-7

北村紘, 宮岡暁, 佐藤美里, Relationship-Specific Investment as A Barrier to Entry, Discussion Papers in Economics and Business, Osaka University, 査読無, 13-24, 2013, pp. 1-43.

<http://ssrn.com/abstract=1948073>

北村紘, 松島法明, 佐藤美里, How Does Downstream Firms' Efficiency Affect Exclusive Supply Agreements? ISER Discussion Paper, 査読無, No.878, 2013, pp. 1-37.

<http://ssrn.com/abstract=2306922>

[学会発表](計8件)

北村紘, 排他条件付取引のイノベーション促進効果の理論分析, 日本応用経済学会秋季大会, 2014年10月11日, 中央大学(東京都八王子市)

北村紘, 松島法明, 佐藤美里, How Does Downstream Firms' Efficiency Affect Exclusive Supply Agreements? 日本経済学会秋季大会, 2014年10月11日, 西南学院大学(福岡県福岡市)

北村紘, 松島法明, 佐藤美里, Exclusive Contracts with Complementary Inputs, 41th Annual Conference of European Association for Research in Industrial Economics, 2014年8月30日, ミラノ(イタリア)

北村紘, 松島法明, 佐藤美里, How Does Downstream Firms' Efficiency Affect Exclusive Supply Agreements? 日本経済学会秋季大会, 2013年9月15日, 神

奈川大学(神奈川県横浜市)

北村紘, 松島法明, 佐藤美里, How Does Downstream Firms' Efficiency Affect Exclusive Supply Agreements? 40th Annual Conference of European Association for Research in Industrial Economics, 2013年9月1日, エヴォラ(ポルトガル)

北村紘, 松島法明, 佐藤美里, How Does Downstream Firms' Efficiency Affect Exclusive Supply Agreements? 11th International Industrial Organization Conference, 2013年5月18日, ボストン(アメリカ)

北村紘, 佐藤美里, 荒井弘毅, Exclusive Contracts with Options, 日本経済学会春季大会, 2012年6月23日, 北海道大学(北海道札幌市)

北村紘, 佐藤美里, 荒井弘毅, Exclusive Contracts with Options, 日本応用経済学会春季大会, 2012年6月9日, 福岡大学(福岡県福岡市)

[図書](計1件)

北村紘, 石田潤一郎, 清水崇, 田中巨, 中村尚史, 石黒真吾, 結城武延, 中林真幸, 上野有子, 川口大司, 松村敏弘, 松島法明, 佐藤泰裕, 山本和博, 大湾秀雄, 有斐閣, 企業の経済学 - 構造と成長 -, 2014, 370(269-300).

[その他]

ホームページ等

<http://www.geocities.jp/hiro4kitamura/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

北村 紘 (KITAMURA, Hiroshi)

京都産業大学・経済学部・准教授

研究者番号: 30582415

(4) 研究協力者

雨宮 祐樹 (AMEMIYA, Yuki)

荒井 弘毅 (ARAI, Koki)

大城 淳 (OSHIRO, Jun)

佐藤 美里 (SATO, Misato)

松島 法明 (MATSUSHIMA, Noriaki)

宮岡 暁 (MIYAOKA, Akira)